

平成21年12月18日

東北地方整備局

入札監視委員会第二部会第3回定例会議の 審議概要について

～抽出案件8件を審議、意見の具申・勧告はなし～

平成21年度東北地方整備局入札監視委員会第二部会第3回定例会議が12月9日（水）、東北地方整備局で開催されました。

定例報告では、平成21年7月1日～平成21年9月30日までを対象とした事案（①工事、コンサルタント業務、役務の提供等・物品の製造等の総契約件数、②指名停止措置、③再度入札における一位不動状況、④低入札状況）の報告を行いました。

議事では、委員により抽出された案件8件の審議が行われ、委員からの意見の具申・勧告事項はありませんでした。

○審議概要は別紙のとおりです。

〈発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

仙台市青葉区花京院一丁目1番20号

TEL (022)716-0013（ダイヤルイン）

契約管理官

かとう はるよし
加藤 治 儀（内線6221）

経理調達課課長補佐

ほんま かずひこ
本間 和彦（内線6554）

東北地方整備局 入札監視委員会（第二部会）審議概要

| | | |
|--------------------------------|--|--------|
| 開催日及び場所 | 平成21年12月9日（水）東北地方整備局会議室 | |
| 委員 | 部会長 三輪 佳久（弁護士） 部会長代理 真野 明（東北大学大学院工学研究科教授） 委員 貝山 道博（山形大学人文学部教授） | |
| 審議対象期間 | 平成21年7月1日～平成21年9月30日 | |
| 総抽出案件 | 総件数 | 8件 |
| 工 事 | 抽出案件 | 件数 5件 |
| | 一般競争（WTO対象） | 0件 |
| | 一般競争（WTO対象外） | 5件 |
| | 工事希望型競争 | 0件 |
| | 通常指名競争（港湾土木） | 0件 |
| | 通常指名競争（空港等土木） | 0件 |
| | 通常指名競争（港湾・空港等土木以外） | 0件 |
| | 随意契約 | 0件 |
| | 建設コンサルタント業務等 | 2件 |
| 役務の提供等及び物品の製造等 | 1件 | |
| 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申 又は勧告の内容 | 特になし | |

抽出案件 工事 概要書

| | 工事名 | 入札・契約方式 | 工事場所 | 上段：契約金額 (単位：千円) 下段：入札経緯 | 応募 業者数 | 参加 (指名) 業者数 |
|---|------------------------------------|------------------|--------------------|-------------------------------|-----------|-------------------|
| 1 | 仙台空港B滑走路地盤改良工事 | 一般競争 (WTO対象外) | 名取市下増田南原 仙台空港内 | 279,300 1回目落札 | 5者 | 5者 |
| 2 | 秋田港外港地区泊地(-13.0m)(消波)基礎工事 | 一般競争 (WTO対象外) | 秋田市秋田港港内 | 273,000 1回目落札 | 7者 | 7者 |
| 3 | 秋田港外港地区泊地(-13.0m)(消波)築造工事 (その2) | 一般競争 (WTO対象外) | 秋田市土崎港地先 | 95,340 1回目落札 | 9者 | 8者 |
| 4 | 相馬港本港地区防波堤(沖)消波工事 | 一般競争 (WTO対象外) | 福島県相馬郡新地 町相馬港港内 | 46,200 1回目落札 | 1者 | 1者 |
| 5 | 相馬港本港地区防波堤(沖)消波工事(その2) | 一般競争 (WTO対象外) | 福島県相馬郡新地 町相馬港港内 | 28,665 1回目落札 | 2者 | 1者 |

抽出案件 建設コンサルタント等 概要書

| | 業務名 | 入札・契約方式 | 履行場所 | 上段：契約金額 (単位：千円) 下段：入札経緯 | 応募 業者数 | 参加 (指名) 業者数 |
|---|-----------------------------------|-----------------------|------|-------------------------------|-----------|-------------------|
| 6 | 小名浜港船舶航行安全対策検討業務 | 簡易公募型 プロポーザル 方式 | — | 13,094 — | 1者 | 1者 |
| 7 | 秋田港飯島地区岸壁(-11m)(改良)(耐震)構造 検討調査 | 標準 プロポーザル 方式 | — | 42,840 — | 6者 | 1者 |

抽出案件 役務の提供等・物品の製造等 概要書

| | 業務名 | 入札・契約方式 | 履行場所 | 上段：契約金額 (単位：千円) 下段：入札経緯 | 応募 業者数 | 参加 (指名) 業者数 |
|---|-----------------|---------|------------------------------|-------------------------------|-----------|-------------------|
| 8 | 海象観測装置定期点検・保守業務 | 一般競争 | 青森港湾事務所内 外他海象観測装置 設置場所 | 52,500 2回目落札 | 1者 | 1者 |

| 意見・質問 | | 回 答 |
|-------|---|--|
| 1-1 | 定例報告 「対象期間における発注案件について」 ・特になし | |
| 1-2 | 定例報告 「指名停止措置の運用状況」 ・特になし | |
| 1-3 | 定例報告 「工事種別ごとの再度入札における一位不動状況」 ・特になし | |
| 1-4 | 定例報告 「工事種別ごとの低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況」 ・特になし | |
| 2-1 | 審 議 一般競争 「仙台空港B滑走路地盤改良工事」 ・地盤改良工法（三重管式高圧噴射攪拌工法）の特許を持っている会社が有利になるということはないのでしょうか。 ・入札価格が最低の者ではなく、評価値が一番高い者を落札者としたということで良いのでしょうか。 | <p>・地盤改良工法（三重管式高圧噴射攪拌工法）には複数の工法があり、特定の会社が有利になるということはありません。</p> <p>・そのとおりです。</p> |
| 2-2 | 審 議 一般競争 「秋田港外港地区泊地(-13m)(消波)基礎工事」 「秋田港外港地区泊地(-13m)(消波)築造工事(その2)」 ・築造工事で100m施工することにより、静穏度はどの程度増すのでしょうか。 ・本事業を行う目的は何ですか。 ・基礎工事と築造工事では全く別の参加者ですが、同一の参加者になる事はないのでしょうか。 ・評価値が低い者と高い者に分かれています。原因は何でしょうか。 ・各社の入札価格が接近していますが、積算は簡単なのでしょうか。 | <p>・100mの施工でどの程度増すかという検討はしていませんが、港内全体の静穏度対策が完了した場合、港内静穏度は現在の85%から97.5%まで増すという解析結果をもとに、計画を立てて工事を実施しています。</p> <p>・公共岸壁として安全に利用出来るように静穏度を高めることが目的です。</p> <p>・工事の規模により対象等級が異なり、基礎工事はA等級、築造工事はB等級の対象工事となっていることから、参加者が同一となる事はありません。</p> <p>・施工体制を確認した結果、加算点が少なかった者の評価値が低くなっています。</p> <p>・積算基準が市販されていること、また、築造工事(その2)は単一工種であり資材の割合が高いことから、積算の精度が高くなったものと考えます。</p> |

| | 意見・質問 | 回 答 |
|-----|---|--|
| 2-3 | <p>審 議 一般競争 「相馬港本港地区防波堤(沖)消波工事」 「相馬港本港地区防波堤(沖)消波工事(その2)」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事を2件に分割した理由は何でしょうか。 ・同一の業者が両方の工事に参加することは可能でしょうか。 ・発注方法の妥当性をチェックする体制はあるのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度当初予算では「消波工事」1件だけの計画でしたが、補正予算が成立し地域経済活性化のため、平成22年度発注予定分のブロック製作工事を前倒しして消波工事(その2)として発注したもので、当初予算の発注準備が進んでいたことから、結果として2件に分かれてしまったものです。 ・可能です。 ・正式な委員会等は設置していませんが、各事務所から発注見通しをあげてもらい、事前に本局でチェックする体制になっています。 |
| 2-4 | <p>審 議 簡易公募型プロポーザル 「小名浜港航行船舶安全対策検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定された者の評価点が140点満点のうち96点と低いようですが、1者の場合は低くても特定されるのでしょうか。また、点数による足きりはあるのでしょうか。 ・委員会の設置は義務づけられているのでしょうか、また、委員会の構成はどのようになっていますか。 ・この法人には国の職員が再就職しているのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を理解していない、手順が全くなっていない等があれば特定しませんが、そのようなことがなければ、提案内容を評価して相手方として特定しています。なお、点数による足切りは行っていません。 ・このような業務の場合は、関係者が集まる場がないと調整出来ませんので、設置するのが一般的です。この業務の場合は、学識経験者、漁業関係者、荷役関係者、海上保安庁などの方が委員となっています。 ・役員をされている方が3名いることを確認しております。 |
| 2-5 | <p>審 議 標準プロポーザル 「秋田港飯島地区岸壁(-11m)(改良)(耐震)構造 検討調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定された者の評価点が非常に高いようですが、何人で評価しているのでしょうか。 ・該当しない項目以外は3人の評価が全て満点ですが、このようなことは普通にあるのでしょうか。 ・技術提案書の提出を要請する業者の選定は、誰がやっているのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・3人で評価しています。 ・まれにありますが、特に優秀な技術提案だったと考えます。 ・内部の委員会で選定しています。 |

| | 意見・質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 2-6 | <p>審議 一般競争 「海象観測装置定期点検・保守業務」</p> <ul style="list-style-type: none">・入札公告に英語のサマリーが付いていますが、外国の企業も参入出来るのでしょうか。・この業務は難しい業務なのでしょうか。・業務の等級はA等級ですが、A～C等級の業者を対象としています。結果としてC等級業者がA等級の業務を行うということは、等級分けした意味がなくなってしまうので、競争参加資格をC等級とすれば良いのではないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none">・WTO対象業務ですので英語で概要を記載しており、外国企業も参加出来ます。・極めて専門性が高い業務です。・金額で対象等級を定めるという規則になっていますので、ルールどおりに行うとこのように記載することとなります。本業務は極めて特殊なマーケットであり、相対的に会社の規模が小さくなってしまいます。このような業務の場合、他の役務とは性格が異なりますので、発注方法等について課題はあると考えております。 |